

2016年6月10日

お客様各位

フェイマスパシフィック SHIPPING 株式会社

## 国際海上輸出コンテナの総重量確定方法の制度化(SOLAS条約)について

拝啓 貴社益々ご清栄の事と御慶び申し上げます。  
平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

本年7月1日より発効されるSOLAS条約の一部改正にもとづき、日本においても国土交通省ではこの改正条約を実施するため、特殊貨物船舶運送規則及び、危険物船舶運送及び貯蔵規則を一部改正するとともに、「特殊貨物を収納する海上コンテナの質量の確定方法を定める告示」及び「危険物を収納する海上コンテナの質量も確定方法を定める告示」を制定しました。

コンテナ総重量確定方法については、以下2つの方法の何れかとなります。

- 1) 貨物の入ったコンテナの総重量を適切な計量器で計測する方法
- 2) 適切な計量器で個々の貨物、梱包材等を計測し、それらと空のコンテナ重量を足し合わせることで、  
確定する方法

お客様におかれましては、以下の内容通り、混載(LCL)及びFCLの輸送形態別に国土交通省のマニュアルに基づく計量や、コンテナ総重量の確定についてご確認頂き、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

SOLAS条約改定の詳細については、国土交通省のホームページをご参照ください。

[http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime\\_tk8\\_000011.html](http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk8_000011.html)

- ・ 弊社混載(LCL)貨物対応については、  
お客様もしくはお客様ご指定の関連業者様からご提供頂く貨物のGROSS WEIGHTの情報をもとにコンテナ自重等を足し合わせ総重量を確定することに致しました。  
但し、お客様におかれましても従来通り計量法に基づく特定計量器を用いることで、正確な測量をお願い申し上げます。
- ・ FCL貨物対応については、  
改正SOLAS条約を受け、国土交通省は、実運送人である船会社のB/L上に荷送人(SHIPPER)として記載される者が責任を負うという定義付けをされております。  
しかしながら、弊社NVOCCの立場では実際に貨物を確認することはなく、実荷主様に改正条約に順守された重量の確定をお願いし、またそれを確認する立場となりますので、今後FCL貨物の場合はコンテナ総重量確定方法などの確認をさせて頂く可能性がありますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。  
\*荷送り人が自らコンテナ総重量を確定する場合は、国土交通省への届出が必要となります。  
\*荷送り人に変わり、第三者がコンテナ総重量の確定を行う場合は、国土交通省への登録が必要となります。  
\*弊社B/Lについては今回の条約改正にともない、そちらに合致する以下文言に変更する予定です。  
“Shipper’s weight, load & count, Description, No of packages, weight unknown to the carrier”

本件につきまして、今後随時ご報告致しますので、ご協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具